

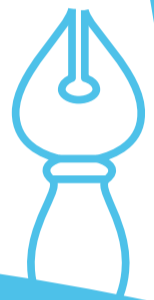
かつて水俣湾又はその周辺水域や阿賀野川の周辺
にお住まいの家族、友人、お知り合いの方が
いらっしゃいましたら、本内容をお知らせ願います。

水俣病被害者の救済措置 申請受付

平成24年7月31日(火)まで

※郵送の場合、当日消印有効

環境省 / 熊本県 / 鹿児島県 / 新潟県



- 平成22年5月1日より、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、給付の申請を受け付けています。
- 申請をされ、診断・判定の結果、対象となる方は、一時金などの給付が受けられます。
- かつて水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた方であれば、今お住まいの住所に限らず、申請できます。

対象者	かつて水俣湾等や阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べた方のうち、水俣病にもみられる症状(両手足の先の方の感覚が鈍いなど)がある方
給付内容	①一時金/210万円 ②療養費/医療費の自己負担分など ③療養手当/入院・通院や年齢に応じ、1月につき、12,900円～17,700円 ※②の療養費のみの給付となる場合もあります。

申請のご相談

- 次の方法により申請書類を入手いただけます。

①環境省の専用ホームページからダウンロードできます。

環境省 水俣病申請 検索

②下記の各県の窓口にはがき、FAXなどでご請求いただけます。

(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号と、「水俣病被害者の給付申請書類(〇部)を送付希望」との旨を明記ください。)

- どこにお住まいでも、下記の各県の窓口申請いただけます。

(申請先は、原則として、水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた当時お住まいだった県になります。申請先がご不明の場合は、あらかじめご相談ください。)

- 各種のお問い合わせは、下記の各県及び環境省の地方機関の関係窓口でFAX、お電話にて受け付けています。

(電話が混雑する可能性がありますので、なるべくFAXをご利用ください。)

【申請窓口、各種お問い合わせ窓口】(月～金。休日を除く。8:30～17:00)

熊本県	環境生活部水俣病保健課	住所/〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1	FAX/096-382-3296	電話/096-333-2306
鹿児島県	環境林務部環境林務課	住所/〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号	FAX/099-286-5544	電話/099-286-2584
新潟県	福祉保健部生活衛生課	住所/〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	FAX/025-284-6757	電話/025-280-5204、5207

【各種お問い合わせ窓口】(月～金。休日を除く。8:30～17:00)

北海道地方環境事務所	住所/〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目	FAX/011-736-1234	電話/011-299-1952
東北地方環境事務所	住所/〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23	FAX/022-724-4311	電話/022-722-2873
関東地方環境事務所	住所/〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2	FAX/048-600-0517	電話/048-600-0516
中部地方環境事務所	住所/〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2	FAX/052-951-8889	電話/052-955-2134
近畿地方環境事務所	住所/〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31	FAX/06-4790-2800	電話/06-4792-0700
中国四国地方環境事務所	住所/〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28	FAX/086-224-2081	電話/086-223-1581
九州地方環境事務所	住所/〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22	FAX/096-214-0354	電話/096-214-0311